

一般社団法人神奈川県剣道連盟 級位審査規則

第 1 条 当法人の事業の行う級位審査はこの規則の定めるところによる。

第 2 条 級位は初段の下位に属する階制で、1 級より 8 級までの 8 階級とし、受審する者の年令、年限などについては規制しない。

第 3 条 級位を受審する者は、本法人会員又はこれに準ずる者とする。

第 4 条 級位の審査は本法人の加盟団体(以下支部という)に委託して行なうことができる。支部は、その支部に所属し本法人が認めた団体等(以下認可団体という)に級位の審査を更に委託することができる。

第 5 条 級位の審査会は教士又は六段以上の審査員 3 名をもって構成し、2 名以上の同意により合格とする。

第 6 条 級位を有しない者に対しては、下記のとおり年令に応じ、級位の認定審査を受けさせることができる。

14 歳以上 1 級

12 歳以上 2 級

10 歳以上 3 級

第 7 条 級位合格者には、本法人会長が所定の級位証書を授与する。ただし審査を行なった支部又は認可団体の長がこの証書に連署することを妨げない。

第 8 条 級位受審に伴う審査料、登録料は別表に定める。

第 9 条 審査を委託された支部は、次の事項を記入した合格者名簿を本連盟会長宛に報告しなければならない。

1.氏 名	2.生年月日 (年令)	3.所属団体名
4.合格級位	5.審査施行日	6.審査員氏名

別表

1. 審査料については担当支部において設定することができる。
2. 県登録料及び県会員登録料は下記の通りとする。
支部登録料および支部会費については支部において設定することができる。

級 位	1級			2級～8 級
区 分	登録料	会員登録料(会費)		証書作成料
		一般	学生	
県 連 盟	1,200 円	1,300 円	500 円	100 円

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。